

道路上に張り出している樹木等の適正管理について（お願い）

市道などの道路上に樹木の枝や草が張り出している箇所が多く見られます。

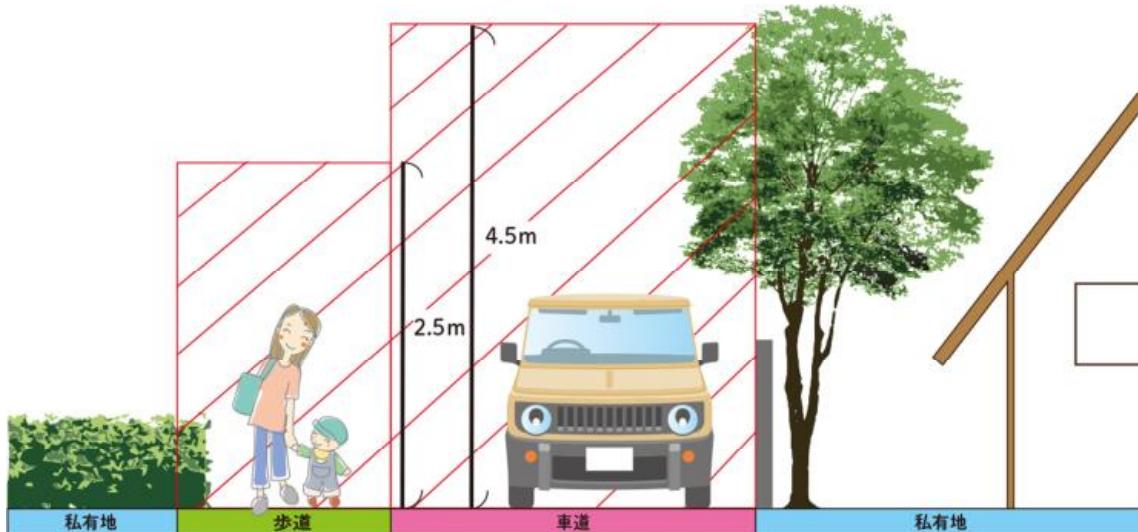
ご自宅など私有地の樹木や竹の枝、生垣や草等が車道や歩道に張り出していると、自動車、自転車や歩行者等の通行の支障をきたすだけでなく、事故が発生する恐れがありますので、樹木等の所有者の皆様には、今一度所有地を見回りしていただき、適正な管理をしていただけますよう、よろしくお願ひいたします。

道路は、皆様が日々通行するために常に安全な状態にする必要があります。交通事故を未然に防止し、安全かつ安心して道路を利用できるよう、ご理解ご協力をお願いいたします。

- ・私有地から道路に張り出している枝や葉は、土地所有者に所有権があり、市で勝手に伐採することができません。個人の管理責任のもとで適切な管理をお願いします。
- ・私有地からの倒木や張り出した枝等で通行中の歩行者や車両が損傷する事故が発生した場合は、法律によりその所有者が賠償責任を問われる場合があります。

・建築限界について

- ・自動車や歩行者の安全な通行を確保するために、看板や樹木等が道路上に入ってはいけない「空間」を定めるものを建築限界といいます。高さについて車道の場合は「4.5m」、歩道の場合は「2.5m」の範囲に通行の障害になる物は置いてはならないと規定されています。



・注意事項について

- ・作業時には通行車両、自転車や歩行者の安全確保、樹木やはしご等からの転落防止に十分ご注意ください。
- ・電線や電話線が近くにある場合は、感電等の危険が伴う場合がありますので、事前に関西電力またはNTTにご連絡ください。
- ・隣地との取り扱いについては、民事（相隣関係）の問題になりますので、当事者間での解決をお願いします。

・関係法令について

・道路法第43条（道路に関する禁止行為）

何人も道路に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

1. みだりに道路を損傷し、又は汚損すること。
2. みだりに道路に土石、竹木等の物件をたい積し、その他道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞（おそれ）のある行為をすること。

・民法第233条（竹木の枝の切除及び根の切取り）

1. 土地の所有者は、隣地の竹木の枝が境界線を越えるときは、その竹木の所有者に、その枝を切除させることができる。
2. 前項の場合において、竹木が数人の共有に属するときは、各共有者は、その枝を切り取ることができる。
3. 第一項の場合において、次に掲げるときは、土地の所有者は、その枝を切り取ることができる。
 - 一 竹木の所有者に枝を切除するよう催告したにもかかわらず、竹木の所有者が相当の期間内に切除しないとき。
 - 二 竹木の所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができないとき。
 - 三 急迫の事情があるとき。
4. 隣地の竹木の根が境界線を越えるときは、その根を切り取ることができる。

・民法第717条（土地の工作物等の占有者及び所有者の責任）

1. 土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることによって他人に損害を生じたときは、その工作物の占有者は、被害者に対してその損害を賠償する責任を負う。ただし、占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、所有者がその損害を賠償しなければならない。
2. 前項の規定は、竹木の栽植又は支持に瑕疵がある場合について準用する。
3. 前二項の場合において、損害の原因について他にその責任を負うものがあるときは、占有者又は所有者は、その者に対して求償権を行使することができる。

（参考）

・道路構造令第12条（建築限界）※道路構造令の各規程の解説より

道路において、構造物等により車両や歩行者の交通の安全性・円滑性に支障をきたすことを防ぐため、構造物を配置してはならない一定の幅、一定の高さの範囲を、建築限界と定めている。

○車道：設計車両の規定における「普通自動車」「セミトレーラー連結車」の高さ3.8mに、車両の揺動等に対応する余裕高さを考慮し、4.5mの高さを規定している。

○歩道：人が自転車に乗車したときの高さを2.25mと想定し、自転車の走行時の揺動等に対して0.25mの余裕高さを確保し、2.5mと規定している。